

はじめに

1 アクションプラン策定の目的

みどりの風吹くまちビジョン（以下「ビジョン」という。）を実現する工程を示すため、戦略計画をはじめビジョンに基づく主要な事業の平成27年度から平成29年度までの年度別計画と事業費を明らかにします。

また、平成26年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」（以下「創生法」という。）において、区市町村は、地方版総合戦略を策定するように求められています。ビジョンおよびアクションプランは、練馬区の地方版総合戦略としての位置づけをもつものとして策定します。

2 アクションプランの見直し

アクションプランの進捗状況は、毎年度、点検・検証して結果を公表し、改善しながら取組を進めます。ビジョンの戦略計画の取組期間（平成27年度～平成31年度）の間には、進捗状況等を踏まえてアクションプランの見直しを行い、後半のアクションプランを策定します。

< ビジョンとアクションプランの関係 >

